

7/13
朝日

首相特論 憲法論議妨げ

これからの民主主義

► 3・35面に関係記事

議論のためには解消してお
くべき矛盾がある。
公明党の山口那津男代表
は、参院選前の日本外国特
派員協会での会見で「首相
といえども、政府の側から
安倍首相その人だからだ。
憲法改正の内容の発議、あ
るいは意見を出す」のはで
きない」と語った。永田町
では「憲法論議に首相は口
に達したのを受け、まほ
休眠状態だった衆参両院の
憲法審査会は動き始める。
改憲論を引っ張るのは安倍
晋三首相だが、まつむらな
参画院に憲法調査会がおか
れる後、憲法審査会が設けら
れ

れてから、55年体制下では
考えられなかつた憲法をめ
ぐる与野党の議論が少しず
つ積み上げられてきた。だ
が、それを壊してきたのは
といえども、政府の側から
安倍首相その人だからだ。
改憲に必要な手続きを定
めた国民投票法が成立した
のは第1次安倍政権の07年
2月だったのを受け、まほ
くとも賛成できる案を模索し
たが、安倍氏が採決を急が
せ合意案づくりは頓挫。そ
の後、憲法審査会が設けら
れ

れたが4年間、審議は全く
できなくなつた。護憲派か
らは「首相に感謝しなけれ
ば」との声も出た。

審議が始まったのは11年
になつてから。議員間の自
由討議などを重ね、14年11
月には共産党を除く各党が
何らかの形での「緊急事態
条項」の必要性を認めると
ころまで来ていた。といひ
て、改憲に必要な手順を定
めた国民投票法が成立した
のは第1次安倍政権の07年
2月だったのを受け、まほ
くとも賛成できる案を模索し
たが、安倍氏が採決を急が
せ合意案づくりは頓挫。そ
の後、憲法審査会が設けら
れ

る。改憲には野党第1党の賛
成は不可欠——。憲法にま
じめに取り組む議員の共通
認識だ。たとえ3分の2の
勢力があつても、安保法
案が享受すべき幸福や利益
には何の関係もない。その先にあるの
は、不幸な分断である。
（編集委員・国分高史）

民が享受すべき幸福や利益
には何の関係もない。

かけ違えたまま議論が進み
かねない。その先にあるの
は、不幸な分断である。

前近代的とも言える草案
が穢健な憲法論議を妨げ、
議論についていけない空白
域が国民の間に広がる。
この70年で定着した憲法
の基本原理は受け継ぎ、統
治機構のあり方など時代に
合わなくなつた部分には手
を入れる。こうした議論は
必要だが、それにはまず草
案を撤回すべきである。

草案よりむしろ首相がこ
だわるのは、「占領軍から
の押しつけ」をほね返す

ところを阻止しようとするべ
ば

なのかも知れない。

しかし、そんな首相の情
念もまた、憲法によって國

